

本保発第 318 号
平成29年2月14日

本庄市国民健康保険運営協議会
会長 柿沼光男様

本庄市長 吉田信解



諮 問 書

本庄市国民健康保険条例第3条及び本庄市国民健康保険に関する規則第2条により、下記事項につきまして諮問をします。

記

1 諮問事項

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴う本庄市国民健康保険税の適正化について

(諮問の趣旨)

国民健康保険は、平成30年度から都道府県単位化されることになりました。これまでの市町村単位で独立運営する形から、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、市町村が資格管理、保険給付、賦課徴収、保健事業を担う、役割分担による都道府県単位の広域運営になります。

国民健康保険税の算定方法も都道府県に納める国保事業費納付金の額を基準に、都道府県が示す標準保険税率を参考にして、市町村ごとに算定し賦課することになります。これに伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険税率と賦課方式のあり方、激変緩和措置の必要性について検討が必要となります。

本庄市国民健康保険の健全な運営のため、都道府県単位化に適応した適正な保険税について検討をいただきますよう諮問いたします。